

東京都障害者歯科医療設備整備補助事業実施要綱

制定 令和6年6月17日付6保医医政第615号

(目的)

第1条 本事業は、障害者が障害の状態等により、地域の歯科診療所での治療等が困難な場合に適切な歯科医療を受けることができるよう、東京都（以下「都」という。）が障害者を対象とする全身麻酔や鎮静等の全身管理下（以下「全身管理下」という。）での歯科医療を実施する都内医療機関に対して、必要となる医療機器の導入費用を助成することにより、障害者歯科医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の主体は、都とする。

(事業内容)

第3条 障害者歯科医療提供体制の充実を図るため、障害者を対象とした全身管理下での歯科医療を実施する都内医療機関の開設者に対して、全身管理下での歯科医療に必要な医療機器に関する導入費用の一部を交付する。

(その他)

第4条 本事業の執行に関する必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。